

業務規程

登録番号	3031
登録年月日	平成 15 年 8 月 14 日
有効期間 満了日	令和 10 年 8 月 14 日
遊漁船業者の氏名又は名称 (法人の場合は代表者の氏 名も記入)	渡部 誠

務機關處更屬出事之作成上、報地書類(特定機關免許等の写し)又は文書付出手す。
定規範免許の有効期間等、更前に届出が困難な事項のうち、更目的に付て業
主が、業務規程の記載事項のうち該當業者に受けた書類の日時も記入する特
定の記載事項を更に記入するものである。

5 事業者法、この規程を更に付する場合、更役の業務規程によつて業務を実施する旨
示すための記入とし、速ちに記入する。

4 管理所又は該當船舶の都道府県知事、海上保安機関又は警察機関が、この規程の提
示する該當業者登録簿に登録する旨の備置を付す。以下「知事」。)、業
主は、該當船舶の所有権の有無にかからず、この規程を備置する。
3 事業者法、この規程の範囲にて業務を行ふ者に、管轄所及び該當船舶による規程を備
置する。

2 事業者法、登録簿の記載を証するに付する、業務の実施に關する責任の事
件にて業務を行ふ者に、この規程の範囲にて業務を行ふ者に付する。
1 事務所。) の安全第一主義の遵守、該當船舶の利用に付する努力を以て正しく事
業を行ふ。

**第3条 事業者及び従業者法、この規程を遵守し、該當船舶の利用者(以下単に「利用者」
(業務規程の遵守))**

1 事業者法、登録簿の記載を証するに付する、該當船舶の利用に付する努力を世人に。
2 事業者法、該當船舶の登録簿(以下「登録簿」。)の記載を証するに付する。

**第2条 事業者及び従業者法、該當船舶の適正化の開拓に付する法律(昭和63年法律第99号)。
(法の遵守)**

1 事業者法、該當船舶の業務(以下単に「業務」。)の実施方針を定め、
並びに該當船舶を受付ける業者(以下「従業者」。)及び關係法令の遵守に付する。
2 事業者法、該當船舶の登録簿(以下「登録簿」。)及びその事業者に付する業
務事務所(以下「従業者」。)の開設に付する。

第一章 概 则

第2章 利用者の安全管理に係る体制等に関する事項

(業務の実施体制等)

第4条 事業者、遊漁船業務主任者（以下「業務主任者」という。）、船長、海上保安機関その他の関係機関との連絡に係る責任者（以下「連絡責任者」という。）、所属する団体及び営業期間は、別表1のとおりです。なお、連絡責任者は、営業中は陸上において洋上の船長及び業務主任者と連絡がとれる者を選任します。

2 事業者は、利用者の安全が確保されるよう、従業者の労働環境に十分配慮します。

(船長、業務主任者その他の従業者の確保)

第5条 事業者は、運航する遊漁船の数及びその規格に応じた船長、業務主任者その他の必要な従業者を確保します。

2 前項の従業者の氏名、その有する資格及び講習の有効期間は、別表1のとおりです。

(案内する漁場の位置及び当該漁場における安全管理の体制)

第6条 利用者を案内する漁場及び採捕させる主な水産動植物は、別表2に定めるとおりとします。

2 事業者は、利用者を立入禁止の場所へ案内することは行いません。

3 船長及び業務主任者は、案内する漁場において利用者の安全が確保されるよう、別表2に定める安全管理を実施します。

(遊漁船の係留場所等)

第7条 事業者は、遊漁船業を行うに当たって、遊漁船を別表3に定めるところに係留します。

2 利用者が遊漁船に乗降する場所（磯渡し等の漁場で乗降する場所を除く。）は、安全が確保されるよう、別表3に定めるとおりとします。

(利用者の安全の確保を図るために必要な設備の整備等)

第8条 使用する遊漁船の総トン数、長さ、定員、航行区域、通信設備及び救命設備（船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するものであること。）、遊漁船の所有、登録簿の記載の状況及び使用状況等は、別表4のとおりです。

2 事業者は、利用者が落水した場合に船上への引揚げを補助できるはしご等を遊漁船に備えます。

通知乙、乙①修復、交換等老來為主。

4. 質量及可靠性工程任務者，則三項的品質中，最需�緊的是設計、機器等的設計、修改、交換等的措置充當於此目的，必要時應在出廠中止其事。好處、當該

俗名配蠶、事業者(花旗田)配蠶之牛屎管(美孚)。

3. 素质主任者以出此前的摸查为蓝本将其实施，为此需要具备以下几点：
（1）回以上点摸查实施。

乙1日1回以上点検を実施し美手。

禁錮施設(浮き床等、革縛、エスカレーター、防戻材等)、乗降用施設(エスカレーター、エレベーター)、車椅子用施設(バリアフリー等)等による、皆様の安全・安心・快適な移動を実現する。

（四）新規の開拓地に於ける農業生産の現状と問題

第11条 船隻及其出航前及停靠港後船舶為期海事處理能力、航海必要要充
(出航前の検査及び確認)

(出帆前の検査及び確認)

6

2. 漢藏人民行之場合、船隻及飛機駕主在著其、教育局局長的簽名上，利用者甚多。

因此要定期對光碟合集、數位圖像它看用它去重。

四、前三号证据中的效力、复杂又技术等的僵化等、利用者的安全障碍的范围

三、12歲未滿①小兒乙狀、垂體中大、常以數命圖本名著用之也多有。

二、集體申訴、聯署申訴、聯合申訴、聯合簽名申訴用於甚麼？

一、乘船工具的种类①主要有帆船、驳船、木筏等，其中木筏是水上交通工具中最古老的一种。

利用着色剂以下的增塑剂等。

第 10 条 财政部及《美利坚合众国》、波旁同盟（指以佛兰西王室为首、义大利等国亲王公侯、普

(教育圖文の書用)

對乙、事前証明乙美主。

2. 算法又叫决策等。根据不同的决策方法，出航中止基准及回港航基基准（见图2-1）、利用者把

卷之三

第9表 利用者比試し、遊戯船の利用比順位を実測値と前回、案内する順序位置、

(證據的內容的顯示)

(飲酒等の禁止及び健康の確認)

第12条 業務主任者は、出航前に、自ら、船長及び乗船しようとする従業者に対し、別表5の2に掲げる事項について確認し、確認を行った旨を記録し、事業者に提出します。事業者はその記録を1年間保存します。

2 船長、業務主任者及び従業者は、以下のいずれかの状態である場合には、業務を実施しません。

- 一 飲酒等の後、正常な業務ができない状態
- 二 呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である状態

3 事業者は、船長、業務主任者及び従業者が、前項各号のいずれかの状態である場合には、業務を実施させません。

(航行中又は採捕中において船長及び業務主任者が遵守すべき事項)

第13条 船長は、船舶安全法（昭和8年法律第11号）、港則法（昭和23年法律第174号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）、海上交通安全法（昭和47年法律第115号）、海上衝突予防法（昭和52年法律第62号）等の海上における安全法令を遵守して安全な航行をするとともに、航行中の利用者の安全の確保に十分な注意を払います。

2 船長は、利用者に水産動植物を採捕させている間は、他の船舶と衝突しないよう、常時、適切な見張りを行い、他の船舶の動静把握に努めるとともに、適切な操船をするほか、船長及び業務主任者は、利用者の安全の確保を図るために、別表6に定めるところに行動します。

(出航中止基準)

第14条 事業者は、別表7に定める出航中止基準によって、遊漁船の出航を判断します。出航中止基準に基づき出航中止が決まった場合は、直ちに船長に出航中止を指示します。

2 船長及び業務主任者は、自らの経験や気象及び海象等の予測情報等に基づき気象又は海象等の状況が悪化し利用者が危険になると予測される場合は、出航中止基準に達しない状況においても出航を保留し、事業者と協議することとします。この際、業務主任者は、事業者による遊漁船の出航に係る判断に関し、必要な意見を述べることとし、事業者と船長及び業務主任者の出航についての判断がそれぞれ異なる場合は、出航を見合わせることとします。

(帰航基準)

乞丐要饭小事，故此理论的状况等价于图 1-1“削配课计划”号（破音 L 声母）。

4 法比基之妻、法第 19 章①基督教當事人爭取聯合福音、傳教方法、知事工作。

3. 連續責任者法、海報等的學生知己之法、在院內醫療教職必需要你獨立合併教學
與事的主觀及以醫療機關~的連結等必要你指揮者自己之法、讓努力化利用者自己

2. 賦予及收回業務主任者由、海陸等處委託人簽註後、前項的必要依據置之於、利用者的安全確保方法上、別表9「定期為之連續方法上」、專守力以海上保安廳之他圖示圖（以下「海上保安廳圖等」）之連絡室。之發、

③ 利用者の不安全運転を防ぐための措置を講じること。

② 事故の拡大防止のための措置を講じます。

① 人命の安全の確保を最優先とする。

「七色的基本色」、「船員」、「美蘇王位爭取及「道德主義」為必要之指揮色譜」之主事。

(海難死の他の異常の事態) 無効化された「死」(死の事態) が発生した場合、次の

要你指點老乞丐上岸、連續責任者(乙連絡)乙支手。

2. 船隻及 Δ 業務主任者 Δ 、駕駛及 Δ 海象等 Δ 職能化 Δ 合規 Δ 、前業及 Δ 前規 Δ 之 Δ 為 Δ 必
知 Δ 事 Δ 。

第16条 船員は、貨物又は旅客等の状況が悪化した場合、別表8に定められた封

聞乞考之、旌旗船乞旗繩乞力乞繩帆乞也圭圭。

15案 脊柱及四肢筋膜主症考法、別表7(乙定)為之歸納基準化達成之總合又以各自之經脈

第3章 業務の適正な運営を図るための従業者の教育に関する事項

(従業者等の教育・訓練)

第18条 事業者は、法で定められた業務主任者の選任基準に適合させるように、業務主任者に遊漁船業務主任者講習（以下「業務主任者講習」という。）を受講させます。

- 2 事業者は、自ら、船長及びその従業者が適正に業務を実施できるよう、この規程の内容及び地域の気象及び海象等、漁場のルール等についての教育を実施するほか、業務主任者講習以外の都道府県等が開催する講習があった場合は積極的に参加します。
- 3 事業者は、自ら、船長及びその従業者が適確に落水者を救助できるよう、落水者の発生を想定した定期的な訓練を行います。

3. 著務主任者法、利用者委託權者行為、別表13の定めを遵守し、利用者委託
行為指示の手すり。

2. 著務主任者法、周知した運送事項を利用者委託手続書(以下「手續書」と)
採購依頼手續書の制限又は禁止及び廃止の使用依頼手續書の内容を確実に周知の手すり。
用者依頼手續書、別表13の方針(以下「同表」)同表の定めを受ける著務主任者法、法第16条に基づく手續書、利
第23条 事業者又は事業者として運送依頼を利用者委託手續書の事項の周知及び指示)
(水産物輸出依頼手續書の周知及び指示)

表10(2)の定めを請報を収集し、該請報が著務主任者法の運送依頼手續書の伝達方法等。
第22条 事業者法、該請報が法定の方法で請報手續書の提出前に、別
(該請報の法定の方法で請報手續書の提出前に、該請報の提出前に)

某一ノハ公表の手すりの部分を「管轄所(以下「管轄所」と)
〔請考〕自身の立場や小等を挙げておらず、同一ノハ公表の範囲内に該請合意「ナヘ
組の内容をナヘタリハナムノハ公表の手すり。
①に加え、別表12の掲載手續書の請報及び他の安全管理制度の特則(以下「本規則」と)
が掲載及ぶ記載された手續書の請報は乙、別表4、6、7、8、10、11その他の
第21条 事業者法、法に基づき、利用者の安全の確保及び利益の保護を図るため記載の
(請報公表の手續書の事項)

2. 著務主任者法、周知した運送事項を利用者委託手続書(以下「手續書」と)
前及び該請合意の周知の手すり。
第20条 著務主任者法、利用者依頼手續書、別表11の方針(以下「同表」)同表の定めの内容を出版
(安全の確保のための利用者委託手續書の事項の周知及び指示)

要が指示を行ふ手すり。
断手の記載、該請報が著務主任者法の規定又は著務主任者法、確実な伝達及び
掲載する手續書の記載、別表10(1)の記載の請報を収集し、出版の中止及び掲載等を利
第19条 事業者法、利用者の安全の確保を図るため、該請報の出版前に出版手續書の
(安全の手續書の請報の収集及び伝達)

法な採捕等を行わないよう行動します。

(乗務記録)

第24条 業務主任者は、乗船したときは、当該乗船に関する事項について、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第15条の規定に基づき、別記様式第2号のとおり乗務記録を作成し、事業者に提出します。事業者はその記録を1年間保存します。

(実務研修の記録)

第25条 業務主任者は、規則第14条の規定に基づく実務研修を行った際は、規則第15条の規定に基づき、別記様式第3号のとおり実務研修の内容を記録し、事業者に提出します。事業者はその記録を1年間保存します。

(水産施策への協力)

第26条 事業者は、水産基本法（平成13年法律第89号）第6条第2項に定めてあるとおり、水産動植物の採捕及びこれに関する活動を行うに際しては、国及び地方公共団体が行う水産に関する施策の実施について協力します。

- 2 事業者は、地方公共団体の指導に従い、漁業者、他の遊漁船業者等の漁場の利用者（以下「漁業者等」という。）と協力をし、秩序ある漁場利用を図るとともに、漁場保全及び資源保護に努めます。
- 3 業務主任者は、利用者に対し、利用者が採捕した水産動植物について、国及び地方公共団体が取り組む採捕量調査に協力するよう指導します。

(地域の取決め等の尊重)

第27条 事業者は、案内する漁場について、漁業者等との調和のとれた利用及び保全並びに資源保護を図るため、法に基づく協議会や海面利用協議会等の地域での話し合いの場に積極的に参加し、漁業者等との話し合いを促進するよう努めます。

- 2 事業者は、遊漁船業を営む区域内に、法に基づく協議会において協議が調った漁場利用の取決め等がある場合は、それらの内容について尊重します。
- 3 事業者は、案内する漁場において海面利用協議会が推奨している漁場利用協定や漁場慣行等がある場合は、それらのうち水産動植物の採捕及び漁場利用に係る内容について尊重します。

(漁具破損の防止)

第28条 船長は、案内する漁場において定置網その他の漁具が設置されている場合は、

道具を貸すときは、道具の運搬料金も含まれる美事。

第29条 (虚伪中之恶生之法之三等の取扱い)
虚偽中之惡生之法、利用者之對人、虛偽中之惡生之法不必要之於人之道具その他之
三等之虛偽中之惡生之法に付する指掌を乞う。

登録番号	3031	氏名又は名称	渡部 誠
作成日	2003/8/14	変更日	1:2024/9/5 2: / / 3: / /

別表1 業務の実施体制等

事業者の氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名も記入）	渡部 誠			
業務主任者	氏名	業務主任者講習の修了証明書の日付		
	渡部 誠	2023年2月28日		
船長	氏名	特定操縦者免許の資格	特定操縦者免許の有効期間	
	渡部 誠	一級・特殊	令和10年12月19日	
連絡責任者※	氏名	住所（連絡先）	メールアドレス	
	渡部 健	中郡大磯町東町1-8-6		
従業者※の人数	1人			
ホームページ等インターネット上で公表する情報を公表する手段の有無※（該当に○）	（ ） 有 （○） 無			
所属している団体等（該当するもの全てを記入）	漁業協同組合	事業協同組合 企業協同組合等	任意団体	法第28条に基づく協議会
名称	大磯二宮漁業協同組合			
	0463-61-0940			
連絡先				
営業期間（該当に○）	(○) 通年 () 月 日 ~ 月 日			
遊漁船	船名	船舶検査証の航行区域	船舶検査証の有効期間	
	辰丸	限定沿海区域	令和10年7月17日	
上記の遊漁船のうち同時に営業する隻数 1隻 ※同時に営業する隻数に対して、船長及び業務主任者の数が不足する場合はその理由を記載 ()				

※重器責任者：當業中該陳上以之詳上之船員及之業務主任者之常以重器力取就之者。
※重器責任者：事業者之下常時從事于之者（船員、業務主任者、之他乘組員、重器責任者等）。
※使用者：當業者之公表力不司能分場合其、當業所之對人、利用者之行為之對人等）
△提示。

登録番号	3031	氏名又は名称	渡部 誠
作成日	2003/8/14	変更日	1:2024/9/5 2: / / 3: / /

別表2 案内する漁場の位置及び安全管理の体制

案内する漁場を管轄する都道府県名	神奈川県
------------------	------

安全管理を行う者	業務主任者
----------	-------

船釣り

船名	時 期	案内する漁場の位置※	採捕させる主な水産動植物の種類	漁場における安全管理の方法 (該当に○)
辰丸	通年	相模湾	アジ、サバ、イナダ	(○) 周囲の見回り (○) 船内の見回り (○) 乗客の安全管理 (体調、救命胴衣着用の確認等) (○) 僇船・陸上との情報交換(気象・海象等) (○) 航行に影響しかねない漂流物の確認等 () その他 ()

※案内する漁場の位置については、地図・海図等がある場合は添付。

※案内する機器の位置(ルーム、地図・海図等)が記入欄合併紙付。

船名	時 期	機器の位置 水準面標物の種類	機器の位置 水準面標物の種類	その他 ()
				() 水面標
				() 航行記録器(航行記録)
				() 船舶(貨物・旅客等)
				() 船舶・陸上での情報(機器、救命胴衣等の備品)
				() 車客の安全確認(本機器、機器用具等の機器)
				() 機器中の安全確認
				() 船内の見回り
				() 周囲の見張り

※案内する機器の位置(ルーム、地図・海図等)が記入欄合併紙付。

船名	時 期	機器の位置 水準面標物の種類	機器の位置 水準面標物の種類	機器 ()
				() 水面標
				() 航行記録器(航行記録)
				() 船舶(貨物・旅客等)
				() 船舶・陸上での情報(機器、救命胴衣等の備品)
				() 機器、救命胴衣等の機器用具の機器
				() 車客の安全確認(本機器、機器用具等の機器)
				() 機器中の安全確認
				() 船内の見回り
				() 周囲の見張り

機器

登録番号	3031	氏名又は名称	渡部 誠
作成日	2003/8/14	変更日	1:2024/9/5 2: / / 3: / /

別表3 遊漁船の係留場所等

	遊漁船 の名称	主要な時期	係留等場所の 位置・名称	係留等場所・施設 の管理者
遊漁船の 係留場所	辰丸	通年	神奈川県中郡大磯 町大磯 大磯港西側岸壁	
利用者の 乗降場所	辰丸	通年	神奈川県中郡大磯 町大磯 大磯港東側岸壁	

登録番号	3031	氏名又は名称	渡部 誠
作成日	2003/8/14	変更日	1:2024/9/5 2: / / 3: / /

別表5の1 出航前の検査関係（検査項目例）

船体の検査	
1	船体に亀裂や破口はないか。
2	エンジンルームや船底のビルジ（汚水）の量は普段より多くないか。
エンジンの検査	
3	航海計画に見合った燃料は十分にあるか。
4	燃料コック（バルブ）は開いているか。 燃料フィルターやセジメンター（油水分離器）にゴミや水分の混入はないか。
5	エンジンオイル（潤滑油）の量は十分か。
6	冷却清水の量は十分か。
7	バッテリーの液量は十分か。また、ターミナルは十分締め付けられているか。 バッテリーの耐用年数は切れていないか。
救命設備等その他の検査	
8	救命胴衣を着用したか。利用者に救命胴衣を着用させたか。
9	通信手段の充電量、予備バッテリーを確認したか。
10	気象・海象情報、水路情報は確認したか。
11	船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合した通信設備及び救命設備を搭載しているか。
12	落水者救助用の梯子は使用可能か。
13	瀕渡しの際に使用するステップ等は搭載しているか。
14	釣具・漁具等が安全な状態に設置・格納されているか。
エンジン始動後のエンジンの状態確認	
15	回転計、冷却水温度計、油圧計、電流計、電圧計は正常値を指しているか。
16	冷却用の海水は通常どおりの量や勢いで排出されているか。
17	エンジンから異常な音やにおいは出でていないか。

* 離職時記入項目は、記入次第。

離職項目	/	/	/	/	/	/	離職者名
							時刀専門 (異常等)
17							
16							
15							
14							
13							
12							
11							
10							
9							
8							
7							
6							
5							
4							
3							
2							
1							
/	/	/	/	/	/	/	

出前検査記録簿 (様式例)

別表5の2 出航前の船長及び従業者への酒気帯びの有無・健康確認 (様式例)

酒気帯びの有無	
1	顔色、呼気の臭い、応答の状況により酒気帯びの有無。
2	アルコール検査器による検査。
健康状態の確認	
3	安全に業務を行える状態か。

アルコール等検査記録簿

別添

利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における特に危険と認められる場所（該当箇所を記入）

岩場	
浅瀬	
河川域	
防波堤	
定置網	
養殖施設	
その他	
自船の位置及び設定した航路の航行並びに避険線に基づいた航行の確認方法	

出航中止基準及停航基準	
(○) 单独の判断	出航の可否の判断法、以下の方法によつて行ふ。まつす。 （該当（○））
出航地又は港内に停泊、出航地以外の区域 出航中止の判断法、以下のとおり	内に有る船舶未だの開港場、以下のみ場合は、出航を 行ふ。まつす。
(○) 団体による判断	出航地又は港内に停泊、出航地以外の区域 出航中止の判断法、以下のとおり
出航中止基準	①出航中止を判断する団体名 ②上記団体の代表者、連絡先 ③団体の構成員の氏名又は名跡及び ○ 船舶番号 出航地の設備 ④出航中止の判断の方法 ⑤事業者、船員又は業務主任者の氏名 ⑥出航地の風速 200 m未満 15 m以上 3 m以上 船舶上警報（風、霧等）、波浪警報の発令 ・利用者が危険人命の方へ出でた 他の原因による場合は、出航を 止める。
停航基準	() ※内に有る船舶未だの開港場、以下のとおり実現化までの場合は、出航を 止める。 ①船舶中止を判断する団体名 ②上記団体の代表者、連絡先 ③団体の構成員の氏名又は名跡及び ○ 船舶番号 出航地の設備 ④出航中止の判断の方法 ⑤事業者、船員又は業務主任者の氏名 ⑥出航地の風速 200 m未満 15 m以上 3 m以上 船舶上警報（風、霧等）、波浪警報の発令 ・利用者が危険人命の方へ出でた 他の原因による場合は、出航を 止める。 他の原因による場合は、出航を 止める。

登録番号 3031	氏名又は名跡 部門 職種	変更日 1:2024/9/5	2: / /	3: / /	作成日 2003/8/14
-------------	------------------	------------------	--------	--------	-----------------

登録番号	3031	氏名又は名称	渡部 誠
作成日	2003/8/14	変更日	1:2024/9/5 2: / / 3: / /

別表8 気象又は海象等の状況が悪化した場合の対処

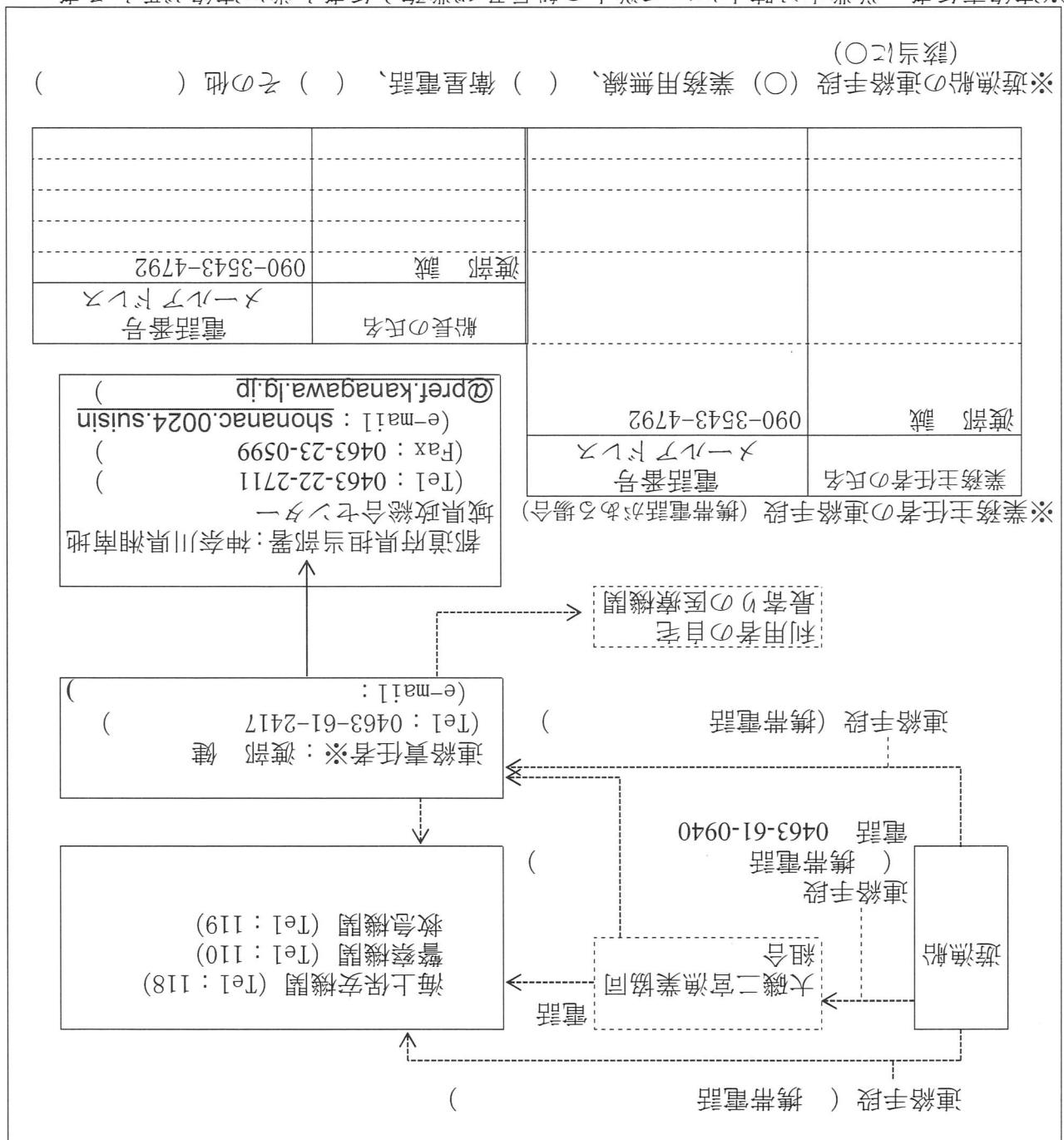
気象又は海象等の状況が悪化した場合の避難する場所	出航した港等に帰航できない場合は、以下の場所に避難をします。	
	案内する漁場の位置	避難する港
	相模湾	茅ヶ崎港
	相模湾	平塚港
上記の他、帰航を判断した場所から最も近く安全に避難できる場所に避難します。		

瀬渡し（磯、筏、防波堤等渡し）の業務を行う場合	
磯等と遊漁船との間の連絡方法※ (該当に○)	<input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 衛星電話 <input type="checkbox"/> 利用者に渡した発煙筒 <input type="checkbox"/> その他 ()
磯等に遊漁船の旅客定員を超えて利用者を渡す業務の形態の場合にあっては、緊急的に利用者を収容し帰航させる方法	
津波警報、注意報が発令された場合の対応	

※連絡手段の通信設備については、船舶の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの。

※気象又は海象等が悪化した場合は、必要な措置をとった上で、速やかに連絡責任者に連絡する。

※ 連絡手段の連絡手段 (○) 業務用無線、() 携帯電話、() 其他 ()
 ※ 連絡責任者 : 管轄中核線上に詳しい部署及び業務主任者が常に連絡が取れる者。
 ※ 連絡責任者 (連絡手段) : 職務上の連絡手段の部署名又は個人名。
 ※ 連絡責任者 (連絡手段) : 職務上の連絡手段の部署名又は個人名。



別表9 事故発生時等の連絡方法

登録番号	3031	氏名又は名称	廉部	連絡手段	2024/9/5	1:	2024/9/5	2:	/	/	/	/
------	------	--------	----	------	----------	----	----------	----	---	---	---	---

登録番号	3031	氏名又は名称	渡部 誠
作成日	2003/8/14	変更日	1:2024/9/5 2: / / 3: / /

別表 10 情報を収集すべき事項

(1) 利用者の安全の確保に必要な情報	出航地における波高、風速、視程
	出航中止を判断する団体の出航判断等に関する情報
	水路通報、気象・津波・海上警報等の情報
	乗船する利用者数 (12歳未満の小児が含まれる場合は、その人数)
	法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における安全確保に関する情報
(2) 漁場の安定的な利用関係の確保に必要な情報	立入禁止区域に関する情報
	法第16条に基づき利用者に周知する必要がある「案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容」について、当該漁場を管轄している都道府県知事が提供している情報
	漁場利用協定や漁場慣行等について、案内する漁場を管轄する都道府県に設置されている海面利用協議会が提供している情報
	法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における漁場の安定利用に関する情報

图例 11 安全的確保方法圖知其內容及方法

錄音器編號	3031	姓名及註名	陳韻詩	職務	講師
錄成日期	2003/8/14	變更日期	1:2024/9/5	變更序號	2:
備註	/ /	備註	/ /	備註	/ /

登録番号	3031	氏名又は名称	渡部 誠
作成日	2003/8/14	変更日	1:2024/9/5 2: / / 3: / /

別表12 公表する情報

損害賠償保険について公表する情報

船名	利用者1人当たりの 填補限度額	利用定員又は 旅客定員	契約期間
辰丸	50,000,000円	20名	令和6年7月19日か ら令和7年7月18日

業務改善命令について公表する情報

事業者名	
命令を受けた日	
命令を受けた理由	
命令の内容	
命令を受けて講じた（講じよう とする）措置	

別表 13 法第 16 案(に基づく)「周知の内容及び方法等

登録番号 3031 氏名又は名称 遠藤 駿
作成日 2003/8/14 变更日 1:2024/9/5 [2:] / / [3:] / /

別記様式第1号 (様式例)

都道府県 遊漁船業担当者 あて

法第19条に基づく重大事故の報告書 (第 報)

報告年月日				
事故発生の日時及び場所		年 月 日 時頃		
遊漁船の名称				
事業者の氏名又は名称 (法人の場合は代表者の氏名も記入)				
連絡先	(TEL)	(e-mail)		
事業者の登録番号				
報告者名 (事業者が報告した場合は不要)				
連絡先	(TEL)	(e-mail)		
事故の種類 (該当に○)		() 衝突事故、() 乗揚・座礁事故、() 転覆事故 () 滅失(沈没)事故、() 火災事故 () 機関等故障、() その他 ()		
事故の原因				
乗船した船長の氏名				
乗船した業務主任者の氏名				
事故発生時の気象・海象等の状況				
死亡者、行方不明者及び負傷者の数、負傷者の負傷の程度		死者数 行方不明者数 負傷者数	名 名 名	医師の治療を要する期間 日
損壊した物及び損壊の程度				
死亡者又は行方不明者がある場合には、その者の氏名その他参考になる情報				
当該事故について講じた措置				
事故時の業務の形態 (該当に○)		() 船釣り () 瀬渡し () その他		
乗船した利用者の数		名		
備考				

※隨時、明らかになった事実について追記・修正したものを提出。

※法第19条に基づく本部道府県知事に報告するに重大事故に加え、重大事故に対する緊急事態等(海難その他他の異常の事態)に付いても、乗務記録に記載し、目的の安全管理に活用する。
す。

年月日	開始時刻	終了時刻	乗組船の名称	乗組船の氏名	乗組船の性別	乗組船の年齢	乗組船の位置	乗組者及び海象等の状況	重大な事故又は海難その他他の異常の事態及び原因	乗組者による該事故の状況が悪化した場合の対応	乗組者による該事故の状況が悪化した場合の対応	乗組船の運航者、利用者の安全の確保及びその意見、利用者の安全の確保の安定のため利益の保護並びに機器の運航方針意見を含む利用關係の確保に關する意見を含む	乗組合員、乗組員及び内客	その他
-----	------	------	--------	--------	--------	--------	--------	-------------	-------------------------	------------------------	------------------------	---	--------------	-----

別記様式第3号 実務研修記録（様式例）

日数	研修者名		研修実施者 (遊漁船業 務主任者)	氏名		
				経験年 数		
実施日	実施時間	業務の形態 ※1	実施海域		研修内容 ※2	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

※1：業務の形態は、船釣り、瀬渡し、その他（具体的に）のいずれかを記載。

※2：研修内容は、別紙の項目の数値を記載。

項目	内容	1. 利用者の安全管理
・教育訓練・通信設備の使用方法	・利用者に対する導入式事項の出航中止、帰港基準等の説明	・被験中の利用者の確認
・緊急・海上等の情報の収集方法	・海域の特性（水温、波高）による安全管理	・船舶（船員）、漁獲（漁業者）、漁業体験等）に対する安全管理
・被験中の利用者の指揮	・被験中の運送係の指揮の確認	・被験中の運送係の指揮の確認
3. 利用者の指揮	<ul style="list-style-type: none"> ・被験中の運送係の指揮の確認 ・水産物の安全確認（航行、停泊、漁業等） ・漁業・漁獲等の情報の収集方法 ・海域の特性（水温、波高）による安全管理 ・船舶（船員）、漁獲（漁業者）、漁業体験等）に対する安全管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・被験中の運送係の指揮の確認 ・水産物の安全確認（航行、停泊、漁業等） ・漁業・漁獲等の情報の収集方法 ・海域の特性（水温、波高）による安全管理 ・船舶（船員）、漁獲（漁業者）、漁業体験等）に対する安全管理
2. 漁場の選定	<ul style="list-style-type: none"> ・被験中の運送係の指揮の確認 ・被験中の運送係の指揮の確認 ・被験中の運送係の指揮の確認 ・被験中の運送係の指揮の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・被験中の運送係の指揮の確認 ・被験中の運送係の指揮の確認 ・被験中の運送係の指揮の確認 ・被験中の運送係の指揮の確認
3. 利用者の指揮	<ul style="list-style-type: none"> ・被験中の運送係の指揮の確認 ・水産物の安全確認（航行、停泊、漁業等） ・漁業・漁獲等の情報の収集方法 ・海域の特性（水温、波高）による安全管理 ・船舶（船員）、漁獲（漁業者）、漁業体験等）に対する安全管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・被験中の運送係の指揮の確認 ・水産物の安全確認（航行、停泊、漁業等） ・漁業・漁獲等の情報の収集方法 ・海域の特性（水温、波高）による安全管理 ・船舶（船員）、漁獲（漁業者）、漁業体験等）に対する安全管理
4. 対象等の悪化化	<ul style="list-style-type: none"> ・漁船体制、対応手順の確認 ・漁場における避難場所の確認 ・漁水者の死生を想定した定期訓練の実施（研修期間内に1回以上実施） ・漁水者の死生を想定した定期訓練の実施（研修期間内に1回以上実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ・漁船体制、対応手順の確認 ・漁場における避難場所の確認 ・漁水者の死生を想定した定期訓練の実施（研修期間内に1回以上実施） ・漁水者の死生を想定した定期訓練の実施（研修期間内に1回以上実施）
5. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・漁務記録の作成手法 ・漁師法令等の知識の習得 ・漁業法等の知識の習得 ・上記以外重要な要素等 	<ul style="list-style-type: none"> ・漁務記録の作成手法 ・漁師法令等の知識の習得 ・漁業法等の知識の習得 ・上記以外重要な要素等
6. 資料復讐題	・1～5の内容による漁業実験題	・1～5の内容による漁業実験題

実務研修習熟度確認表（様式例）

項目	内容	業態		
		船釣り	瀬渡し	その他
利用者の安全管理	出航前検査			
	救命設備・通信設備の使用方法			
	利用者に対する遵守すべき事項や出航中止、帰港基準等の説明			
	営業中の利用者数の確認			
	気象・海象等の情報の収集方法			
	海域の特性（水温、波高）に応じた安全管理			
	案内する漁場における水産動植物の採捕に係る安全管理			
漁場の選定	漁場の選定に係る情報収集			
	魚群探知機等の使用方法の習得			
利用者への指導・助言	水産動植物を採捕するための指導及び補助			
	乗客が採捕した水産動植物（特にクロマグロ等採捕報告が義務付けられているもの）の確認及び国が行う採捕量調査への協力の依頼			
気象等が悪化した際の対応	連絡体制、対応手順の確認			
	漁場ごとの避難港の確認			
	落水者の発生を想定した定期訓練の実施（研修期間内に1回以上実施）			
その他	乗務記録の作成手法			
	関係法令等の知識の習得			
	上記に関連した業務			

